

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和元年10月18日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 鯉渕教育長 大場委員 間野委員 宮内委員 中村委員 森委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和元年 10 月 18 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
台風第 15 号及び第 19 号の対応について  
平成 30 年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について  
令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について
- 3 審議案件  
教委第 28 号議案 令和元年度横浜市指定文化財の指定について  
教委第 29 号議案 横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について  
教委第 30 号議案 横浜市立中学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について  
教委第 31 号議案 横浜市立小学校における給食室屋根材の飛散による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について
- 4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。9月24日の会議録の署名者は宮内委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、10月4日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

#### 【一般報告】

##### 1 市会関係

○10/7 決算第一特別委員会（局別審査）

○10/15 決算第一特別委員会（採決）

○10/16 本会議（第4日）決算議決、追加議案上程・質疑・付託  
本会議 追加議案議決

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月7日に決算第一特別委員会が開催され、局別審査が行われました。

10月15日に決算第一特別委員会が開催され、採決が行われました。

10月16日に本会議第4日目が開催され、決算が議決されました。続いて、追加議案の上程・質疑・付託が行われ、その後、追加議案が議決されました。

##### 2 市教委関係

###### (1) 主な会議等

○10/9 よこはま子どもピースメッセンジャーによる教育長表敬訪問

○10/17 宮田中学校創立70周年記念式典

###### (2) 報告事項

○台風第15号及び第19号の対応について

○平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について

○令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、10月9日に、よこはま子どもピースメッセンジャーによる教育長表敬訪問が行われました。訪問したのは、7月に開催されました「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」で市長賞を受賞した小学生2名、中学生2名の児童生徒で、10月13日に渡米し、ニューヨークの

国際連合本部などを訪問しております。

10月17日に、宮田中学校の創立70周年記念式典が行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点、報告させていただきます。まず1点目ですが、台風第15号及び第19号の対応について、2点目は平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について、3点目は令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了しましたが、何か御質問等がございますか。

特になければ、台風第15号及び第19号の対応について、所管課から御報告いたします。

福島総務部長

総務部長の福島です。よろしくお願いいいたします。台風第15号及び第19号の対応について、御報告申し上げます。

まず1の台風第15号関連でございますが、前回の当委員会での定例会において御報告申し上げましたとおりでございます。それからの変更点といたしましては、(2)の学校施設の被害状況が明らかになりました。倒木等校庭関係につきましては161件、161校。屋根材破損等建物関連につきましては136件、129校となっております。

また、(3)の教育委員会所管施設の被害状況でございますが、図書館については御報告したとおりです。特別支援教育総合センター以下、屋根等の破損、倒木等による被害が生じておりました。

(4)のその他として、国指定の朝夷奈切通が倒木で、これは9月3日の大雨からの影響にもよりまして被害が拡大し、現在も通行止めという状況になっております。

次に、2の台風第19号関連でございます。まず、気象情報につきましては、10月12日土曜日6時23分に暴風警報が発表され、7時5分に大雨警報・洪水警報が発表されました。そして、夜の19時に伊豆半島、恐らく下田市付近であろうと思われませんが上陸し、北北東に進路を取って進み、10月13日日曜日には、3時37分に大雨警報・暴風警報が解除され、10時55分に洪水警報が解除されました。指定避難所となっている小中学校等につきましては、109校が避難所として開設されました。

(1)の教育委員会の事前対応でございますけれども、10月8日火曜日、教育施設課より学校の施設面における注意喚起等を流しました。10月10日木曜日、総務課から災害等に関する情報収集、イベントの中止や延期、避難所に指定されている学校の各区との連絡体制の確保等について通知させていただきました。

(2)の休校対応につきましては、3連休明けの10月15日火曜日の休校措置はございませんでした。小中学校につきましては、10月12日土曜日、土曜授業・学校行事等を予定していた学校が13校ございますが全て取りやめ、高校につきましても取りやめております。

裏面を御覧ください。学校施設の被害状況ですが、倒木等校庭関連につきましては58件、58校。屋根材破損等建物関連につきましては62件、54校で、現在、順次撤去作業を実施しております。

それから、教育委員会の施設の被害状況でございますが、図書館につきましては、10月12日は全館休館、13日につきましては中図書館を除く17館で9時半以降

13時まで順次開館しました。特別支援教育総合センター、横浜市社会教育コーナー等の状況については以下のとおりでございます。御報告は以上でございます。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御質問等がございますか。

大場委員

報告をありがとうございました。15号よりも19号のほうがいろいろな意味で大きな被害が出てきたと感じています。19号の関係でさっきお話があって、たしか109校が避難所になっていたということで、私に漏れ聞こえてきたのでは、屋根材の破損等で、建物関連の54校の中で、瀬谷中学校の体育館の屋根が飛んだという話でしたが、そういう大きなと言うと怒られてしまいますけれども、大規模な破損というのは、ほかにはどんなものがありましたか。集計が整っているのであればということで。

上野施設部長

施設部長の上野でございます。ただいま大場委員より瀬谷中の事例の御紹介がありました。避難所として開設されていた学校につきましては、このほかにも数校、やはり屋根の異音の発生や雨漏りの発生、こういったことが数件報告されています。大規模なものとしたしましては、プールの目隠し板の破損・飛散ですとか、それから窓枠自体の落下によってガラスが飛散した、これは3階から窓枠が落ちてしまったというような事例です。それから、屋根材の飛散、体育館の屋根の破損等について、多数発生しているという状況でございます。

大場委員

ありがとうございます。今、報告いただいた中で、プールの目隠しうんぬんのところは、実害と言うと怒られてしまいますが、避難している方々に影響はないのだろうと思いますけれども、既に市民の皆さんが避難してきている状態で破損したというのは、瀬谷中の体育館が一番顕著な事例であるという理解でいいですか。

上野施設部長

はい。瀬谷中の体育館が顕著な事例でございますが、ほかに避難所開設中に2つの小学校でやはり屋根の破損・雨漏りが発生したという報告を受けています。

大場委員

現場で臨機応変にいろいろ対応いただいたことだろうと思いますが、恐らく避難場所は市の職員が学校に入って、地域の運営委員会の皆さんと一緒にやって対応されているのが標準バージョンかなと私も記憶しています。多分、本来は避難所の運営について、学校の教職員は対応しないという鉄則というカルールはあると思いますけれども、これだけの台風の事例になると、やはり学校の職員の皆さんにも相当出でいただいていたのだろうと私は思っています。

あと、ここからは私の勝手な要望ですが、去年も少しお話ししましたけれども、やはり避難場所へ見えた市民の皆さんにとっては、情報が途絶えることが非常に辛いということで、もちろんラジオはあるにしても、テレビの映像等での情報提供というか吸収というのは大きな意義があると思います。私自身もかつて学校の避難所へ準備のために区の職員と一緒にいったときに、体育館にテレビがないので、たしか校長室のテレビを持ってきてつないでもらった記憶があります。やはり避難している皆さんは、よそがどうなっているかという情報が欲しいということをおっしゃいます。

話は飛んで悪いですが、東日本大震災のときも、結局、パシフィコ横浜に避難した皆さんが一番最後に当てにしていたのは張り紙で、アナログ時代になってし

まいますけれども、どこの電車が何時頃開通しそうだとか、そういうものに皆さんが一番集中して関心を持たれていました。やはり避難した皆さんへの情報提供のために、これはどちらかというと学校のことでなく総務局の危機管理室の仕事になってしまいますが、とはいえ、学校も避難場所として受け入れて、また日常の授業の中でもいろいろと活用ができるのだったら、テレビ等の情報媒体を日頃からきちんと備えておく必要があるのかなと私は感じています。多分それはできていないだろうと思いますが、今の状況だけもし分かったらお話しいただければと思います。

上野施設部長      ありがとうございます。学校の体育館にテレビの受像装置等の設置はしておりません。その他情報伝達機器につきましても、特に常備しているという状況にはなっておりません。やはり災害時におきましては、災害の情報を避難されている方々にお伝えするのは非常に重要なことだと考えておりますので、今後はそういった面につきましても総務局等と連携を図りながら研究してまいりたいと思います。

鯉渕教育長      確認ですが、瀬谷中の体育館で雨漏りしたときには、校舎に移っていただいたという理解でよろしいですか。

上野施設部長      そうです。

鯉渕教育長      では、中村委員。

中村委員      ありがとうございました。15号の被害への対応が十分でないうちにまた19号が来たということで対応が大変だと思いますが、十分な子供たちの安全確保ということで、それを最優先にやっていただきたいと思います。2点質問ですが、先ほど窓枠が落下というお話がございました。これは単に台風による影響なのか、それとも建物が老朽化しているゆえにそういうことがあったのでしょうか。もしそうであれば、やはりこれから先もそういうことが起きて大きな事故につながるということがあるので、ちょっとそれが心配だなと思いました。  
それからもう一点、学校の被害だけではなく、子供たちが住んでいるところでやはり何か被害があって、子供たちや保護者が困っているというような情報はあるのでしょうか。その2点を教えてください。

上野施設部長      1点目でございますけれども、体育館のサッシが落下したことによって、窓枠ごと落下してしまったという事案です。まだ詳細な分析はできておりませんが、老朽化の進展に加え、台風19号の暴風雨によって落下したという両方の原因があるのではないかと現時点では推測しております。  
それから、2点目につきましては、よろしいでしょうか。

福島総務部長      2点目につきましては、そういうような報告は上がってきておりません。

中村委員      ありがとうございました。当然老朽化しているから風で落ちてしまうということだと思いますし、今、校舎の建替え等、なかなか大変な時期だと思いますが、やはり大きな事故があってから後手後手に回るのは大変子供たちにとって危険が伴いますので、ぜひそういう危険性のあるところも含めてチェックしていただければと思います。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

森委員

御報告をありがとうございます。3点ございまして、実はちょうど昨日、市内で大きな防災・災害についてのフォーラムもございまして、そこでいろいろな保護者ですとか、関連の団体、機関の皆さんたちからの問題提起などもありました。学校に関連する部分もあるかなと思いましたが、少しだけ共有させていただければと思います。

1点目が、共働きの人が急増している中で、夫婦ともに都内まで1～2時間かけて通勤していらっしゃる方が非常に多くなっていると思います。実際に今は引き取り訓練などしながら、もし親が引き取れない場合、第2、第3のどなたかが引き取りに来られるようにということは事前にいろいろとやっているとは思いますが、パニック状態になった場合、訓練どおりにうまく運ばず、子供がずっと学校にとどまっていなければいけない状況も今後はあるのではないかと思います。今回のような台風であれば、事前にこのように休校措置をとって、そういうことがないようにできると思いますが、震災ですとか、そういった災害のときを踏まえて、様々なパターンでのシミュレーションを引き取り訓練のときにされていたほうが保護者としても安心だというような声もございました。なので、もし両親が来られなかった場合をより意識した引き取り訓練が今後はなされていくと良いかなというのが1点目です。

2点目が、迷惑をかけるのではないかということで、学校が避難場所に指定されていても、そこに実際に行くということを選択肢に入れられない方々が非常に多いということも今回の問題提起としてございました。例えば、お子さんに障害があったりですとか、親御さんの介護度が進んでいて認知症であったり、赤ちゃんが泣いてしまって迷惑をかけるのではないかというように、様々な背景があると思います。学校が避難場所として指定されていれば、多く場合は体育館が開放されると思いますが、例えばもし事前に対応できれば、使われていない教室で、この部屋はお子さんが騒いでも大丈夫とか、この部屋はこういった対応ができるというように、うちの学校が避難場所として指定された場合、こういった対応ができるかもしれないということが発信されたり整理されていると、避難することが選択肢に入れられるというような声もございましたので、そういったことも場合によっては御検討いただければと思いました。

あと今後、こういった台風の被害というのは年々ペースが上がってくると言われていると思います。学校に避難された後のことが3点目です。泥だらけの状態で来られる方であったり、実際に長い時間を学校で過ごされる市民の方がいらっしゃると思います。おむつをごみ箱に捨てていってしまったりですとか、場合によっては学校の展示物を破損してしまったりというケースも市外であったということも聞いております。次の学校が始まる日は、それを掃除することに先生方がかなり追われているという状況も聞きました。先生は、本来ならば子供たちが安心して勉強に集中できる環境を整えることに集中しなければいけない状況のところ、そこに追われてしまうということは、先生方の御負担もかなりあるのではないかなと思いますので、避難が解除された後、学校がスムーズにスタートできるように、いろいろな機関との連携がどのようにできるかということもぜひシミュレーションがされていると良いのかなと思いました。長くなりましたが、以上です。

福島総務部長

1点目につきましては、学校防災計画マニュアルがきちんと整っておりますので、訓練を通じて、実際に起こった場合にはしっかり確実に対応できるように努

めていきたいと思えます。

2点目と3点目につきましては、各区の防災拠点、あるいは区役所等で検討していかなければいけないと思えますので、そこは情報共有をしっかりとしていきたいと思えます。以上です。

中村委員

今の1点目ですが、東日本大震災があったときに、現実的に引き取りが不可能だということで、学校とめ置きというのがマニュアルの中に入っていて、しかもそのときにやはり食べる物とか飲み物に困ったということで、各学校がお水ですとか簡易な食料をストックしているはずなので、今はそれが生きていますと思えますけれども、どうでしょうか。

児玉総務課庶務係長

教育委員会総務課庶務係長の児玉と申します。今、御質問いただいた児童生徒のとめ置き用ですが、もう配備しております、毎年期限が来れば更新ということを見せていただいております。基本的に2食分ぐらい、1泊は確実に水とクラッカーと、アレルギー対応もしたものを今、配備をしているような状況になっております。以上です。

宮内委員

都市型災害への対応策としていろいろと施策を打たれているということで、安心いたしました。私は災害教育、自然災害教育というのを、もっとタイミングよくやったらよろしいかと思っております。日本の場合、地震災害に対する訓練は歴史的に充実していますが、水害など、ほかの切り口での訓練はあまりやっていません。訓練というのもやたらに行えばいいというものではなく、効果的な訓練をすべきと考えております。今回、不幸にしてこういった災害があり、また他の地域で非常に悲惨な状況になっています。その事実、その記憶が鮮明なうちに、教育現場で自然災害はどういうものであるか、また災害が起きたときにどうやって身を守るのか、また助け合うのかということを経験する絶好の機会と考えております。例えば、ダムはどういう機能を持っているのか、計画放水というのは何でやらないといけないのか、世の中の矛盾をこういう極限の状況でいろいろと考える絶好の機会であります。教育委員会として、例えば他の地域で生じている水害のビデオを整理して現場に配るとか、何かディスカッションの契機にする資料提供サービスをしたらいかなと思っております。

それと、リスクマネジメントの観点ですが、予算との関係で、老朽化した設備を一遍に新しくすることは不可能です。できることからやっていく。それも、我々がああしろこうしろと言うのではなく、それぞれの学校単位で、地域、また学校が置かれている地形とか形状とか地層とか、いろいろな要件があると思えますので、それに応じた対策をみんなで考えるということを促したらいかなと。例えば、サクラの木は寿命が来ると折れますから、それを早めに切るなど、それぞれの個別具体的な対応策というのが出ると思えます。申し上げたいのは、こちらからああしろこうしろと箸の上げ下ろしを指示し、報告をさせるということではなく、現場で、また教室で考える機会を提供する施策を打たれたらいいかと思っております。提案であります。

鯉淵教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

他に御質問がなければ、平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果について、所管課から御報告いたします。

前田人権健康

人権健康教育部長の前田でございます。このたび、平成30年度の児童生徒の間

教育部長

題行動等調査結果がまとまり、公表に至りました。本市の小中学校における平成30年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果につきまして、概要を所管の三嶽課長より御報告いたします。

三嶽 人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の三嶽です。よろしくお願ひいたします。それでは、平成30年度の横浜市の状況につきまして、報告いたします。

まず、資料の作りですけれども、1枚目に数字、それから特徴的な部分をまとめております。それから、1枚おめくりいただいて、1ページ、2ページに暴力行為の発生状況についての資料と概要、3ページ、4ページでいじめの認知状況についての概要、5ページから7ページまでが長期欠席の状況についての概要という作りになっております。それぞれ順番に、特に分析と対策を中心に報告いたします。

それでは最初のページに戻っていただきまして、まず暴力行為ですけれども、平成30年度の1年間は5,432件ということで、対前年度503件、10.2%増ということになっております。小中学校ともに、生徒間暴力が増加している状況です。前年度に比べ小学校では743件、30.4%、中学校では87件、9.4%増加しています。小学校では、対教師暴力につきましては前年度から63件、16.2%、器物損壊が同107件、17.4%減少しております。暴力行為を繰り返す特定の児童生徒が起こした件数については、大幅に減少してきております。中学校では、平成26年度以降、減少傾向が続いています。

それでは、その概要について、分析と対策をお話しします。2ページをお開きください。小学校の暴力件数が増加しておりますけれども、分析と対策の1つ目です。小学校の暴力行為件数の増加要因としましては、特に低学年での事案や小さなトラブルの段階の事案であっても被害者に寄り添い、暴力行為と捉えて継続的な指導と支援を行っているということが考えられます。コミュニケーションが上手に取れずに、生徒間等の暴力行為に至ってしまったケースが多く見受けられるということで、ちょっと叩いた、押したというような小さなこともここでは暴力行為としてカウントしているという数字になります。3点目です。同じ行為を繰り返させないよう、組織的に適切な支援をした効果が徐々に表れています。特に警察との健全育成に向けた連携制度を活用するなど、成果が見られてきている部分もあります。その一方で、小学校低学年からの行為者の増加が課題として見られています。特に保護者と協力した継続的な指導がより大切になってくる状況と考えます。最後の1行になりますけれども、この辺も含めまして、個々の子供たちのアセスメントを基にしまして、児童の状況、背景を理解し、個に応じた指導を徹底していくことが、対策としては大きな役割を占めるのではないかと考えております。

それでは前に戻っていただきまして、2点目のいじめの認知件数です。5,546件ということで、対前年度897件、19.3%増という数字になっております。小中学校ともに増加しております。いじめの認知件数の増加は、いじめの定義の理解が広く浸透し、早期の小さな段階から学校いじめ防止対策委員会で組織的に対応したことや、意識が高まった結果だと考えられます。いじめの態様につきましては、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全件数の66.7%に見られ、多くのいじめは初期のコミュニケーショントラブルにあるということが言えると思います。いじめの発見のきっかけは、当該児童生徒の保護者からの訴え、本人からの訴えが大きな割合を占めておりますが、アンケート調査ですとか、学級担任等の教職員による発見の件数の割合が増加してきている傾向が見られます。

それでは、4ページをお開きください。まず、上の四角の中の分析と対策になります。小中学校の多くのいじめに共通した背景は、先ほどの暴力行為のところでもお話ししましたが、コミュニケーションが上手に取れないことからいさかいになり、そして思わぬところで相手を傷つけてしまうということが挙げられるかと思えます。この辺につきまして、疑いや小さな段階であっても被害者の立場に寄り添って、早期に解決に当たることが大切になります。3つ目の点をお願いします。ネットいじめと言われるパソコンや携帯電話などの誹謗中傷等については、非常に事実が把握されにくく、気付かない状況の中で被害が広がっていることが数多く見られます。表2-3を見ますと、一見、中学校の割合が高く、多いように見えますけれども、実際にはネットによる被害件数は小学校でも89件発生しているというように、小学校段階からあるということに注意を向けなければならぬと考えております。小学校低学年からの計画的なネットリテラシーや情報モラル教育、フィルタリングの普及について啓発をさらに推進していきたいと思えます。

いじめ発見のきっかけです。下の分析の欄ですけれども、結果として本人や保護者の訴えが多くなっていることにつきましては、望ましいことと捉えております。年間を通して相談しやすい機会の設定や、丁寧に話を聞く体制が整えられてきている状況はあると肯定的に考えています。また、教職員による発見が増加していることにつきましては、教職員がチームを組んで情報共有し、子供たちをチームで見守っていく体制を整えてきていること、また、深い児童生徒理解に基づいて、小さな変化に対して気付くようにしていることが発見のきっかけとして増えてきていると言えるかと思えます。今後はやはり未然防止ということで、ただ数が増えるだけではなくて、やはり件数を減らしていく動きとしましては、特に子供たち自身の力、横浜では横浜子ども会議等、子供たちが主体的に活動を行い、大人たちが加わって、社会全体の活動として促進していくこと、また、何かあったときには周囲の大人に訴えたり、互いに気付き合えたりするSOSの出し方教育等を推進することで、いじめが起こりにくい風土づくりを推進していくことが大切と考えております。

それでは前に戻っていただいて、3点目、最後になります。長期欠席です。6,376人、対前年度483人、8.2%の増ということです。特に不登校が増加しているということが数字として表れております。年間30日以上欠席である長期欠席のうち、不登校について増加傾向が見られます。不登校の要因につきましては、複数の要因が絡んでおりますが、いじめを除く友人関係を巡る問題が37%、家庭での環境変化や親子関係などの家庭に係る状況が38.2%ですけれども、これも複雑に両方が絡み合っているケースが多いと考えられます。前年度からの継続ではない、新たな不登校の数は、不登校全体の45.7%になりますので、ここは一つの課題として挙げられると考えます。なお、不登校児童生徒への支援につきましては、ここ5年間で関係機関との連携が大変進んできているということが挙げられると思えます。

それでは6ページをお開きください。分析と対策の1つ目の点になります。再登校につながっている児童生徒も多くいます。その一方で、新たに不登校となってくる生徒がいるということで、不登校児童生徒数が増加しています。不登校状態にある児童生徒に対しては、特に自立に向けた支援を行う一方で、現時点で登校できている児童生徒の中から新たな不登校児童生徒を生まない取組が現在では求められていると言えると思えます。4点目です。日常の授業や行事等の中で、児童生徒が安心できる居場所づくり、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動の絆づくりを意図的・組織的に行うなど、魅力ある学校づくりの取組を推進するこ

とが新たな不登校児童生徒を生まないための学校風土づくりにつながるということで、一層推進していきたいと考えております。

不登校の要因の分析のところでは、一つの出来事や原因からではなく、複数の要因の結果として不登校状態にあることを踏まえまして、本人の状態、過去の状況を正確に把握し、専門家が入ったチーム学校でアセスメントと支援を行う必要があります。また、単に登校することだけを目指すのではなく、本人、保護者の意思を尊重した上で、個々の状況に応じた対応を継続していきたいと考えております。

それでは、最終ページの7ページになります。この表では、実際に不登校になってしまっている児童生徒が相談指導を受けた機関及び教育委員会内の機関の利用状況を示しました。平成30年度にそれぞれの数が増加している状況を見ていただければと思います。

分析と対策です。平成29年度から全ての中学校ブロックで、小中学校に同じカウンセラーを配置しており、長期欠席児童生徒に対して、進学時等でのスムーズな支援につながっている状況がございます。また、スクールソーシャルワーカーも数を増やしてきておりまして、福祉の専門家として保護者の困り感に寄り添って相談に乗るとともに、課題を整理したり、福祉的支援や環境調整等が必要となったりするケースにおいて、今は力を発揮していただいております。また、教育総合相談センターでは、保護者の集い等の開催による不登校の保護者同士の相談を開催したり、また、横浜教育支援センター、ハートフルフレンド、ハートフルスペース、ハートフルルームですけれども、これらの活用によって、より一層の支援体制の強化に努めており、利用者も増えてきている状況です。特に社会的自立を目的として、フリースクール等の民間教育施設と連携した登校支援活動も引き続き推進していくということで対策を考えていきたいと思っております。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御質問、また御意見等はございますか。

森委員

御報告をありがとうございます。今、暴力行為といじめと長期欠席という3つの御報告をいただきました。その中で、暴力行為につきましては御説明があったとおり、1ページ目の左下のグラフでも、本当に顕著に出ているなど今見て思いましたけれども、低学年の暴力行為者数の増というのが今とても課題というか、すごく数が多いことが今回は見て取れます。これだけ困っている子供たちが多くということで、実際に暴力を振るわれてしまったお子さんだけではなくて、振られてしまったお子さんも含めて、口より前に手が出てしまうという、そこに何かしらの大きな困り感があることの表れでもあると思います。今、教育委員会でもいろいろな手を打ちながら、どうやったら困り事を持っているお子さんたちを見守れる体制を作れるかということを考えているとは思いますが、さらにもっと力を入れなければ、この数字がもっと伸びてしまうという危機感を持っています。これが1つ目です。

同時に、傷つけてしまうお子様方の親御さんなどの声を聞くこともありますが、親子ともに孤立をしていくという、追い詰められていく状況があって、暴力される側もする側もなかなか相談できない状況もあるかと思っておりますので、今様々な機関が関わっているという御報告がありましたけれども、その困り事が出せるように、双方からぜひ引き続きお願いしたいと思えました。

あともう一つが、いじめの認知状況というところでございます。SOSの出し方教育ということが先ほどありましたけれども、SOSの出し方というのはすご

く奥の深い話で、どのように取組を考えていらっしゃるか、お聞きできればと思います。出し方を学ぶだけではやはりなかなか出せないものだと思いますので、生徒同士、先生と先生以外、学校以外でという関係性がとても大事なかなと思います。いろいろな事例を、学校教育以外のところからも情報を得ながら、どうやったらSOSを本当に出せるかということについては、ぜひ深めていけたらと思います。

最後に、不登校のところでございます。6ページの(2)番の分析と対策の1つ目のポチの2行目に、「単に登校することだけを目指すのではなく、個々の状況に応じた対応を継続していきます」という一文が入っていることはとても大事だと思います。10人の不登校のお子さんがいらっしゃれば、それぞれの不登校の理由と、どうやったら学び続けられるかの答えが本当に10通りあるので、一つには今既にあるハートフルフレンド、ハートフルスペース、ハートフルルームがとても有効だと思いますし、フリースクールといった外の機関もそうでしょうし、加えて学校の中でのけやきルームのように部屋があって、学校には行きたいのだけど、教室には入れないお子さんたちが行ける、場所の確保と人の確保ということがとても大事だと思います。

最後に質問でございます。今回、7ページ目の上の表をととても興味深く読みました。平成26年から平成29年にかけての数字と平成30年が明らかに違うのは、先ほどの御説明にもありましたとおり、教育支援センターでの数が200、300件だったところが400件に伸びていたり、児童相談所への相談も200、100件だったところが450件にまで伸びていたり、病院・診療所につきましては平成29年は250件だったところが764件に伸びていたりということで、様々な機関との連携が進んでいることが見て取れました。これはすごく望ましいことで良いことだと思いますけれども、病院ですとか民間団体、民間施設へつなぐタイミングというのは、どういったケースでつないでいたりですとか、どういったタイミングでおつながしているのか、件数の伸びがとても顕著だと思いましたので、もう少し補足をいただけたらと思いました。お願いします。

三嶽 人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。人権教育・児童生徒課の三嶽です。まず、暴力行為に対する支援ということでお話しいただきましたけれども、校長、専任等からの聞き取り調査を基にして、心理、医療、法律、福祉、教育の専門家等を課題解決専門家というような形で派遣したりということも行っておりますので、それぞれ適切に対応していきながら、子供たちの支援を深めていきたいと思っております。

SOSの出し方教育につきましては、横浜プログラムについて前々からお話しさせていただいていますが、子供たちのクラスの状況をアセスメントして、そのアセスメントの状況に応じていろいろなプログラムを運営していくというような資料をずっと作ってきています。その中に、こういうことがあったときにはまず誰に相談しようか、大人に相談したらいいことと、自分たちで解決するものにはどんなものがあるかというのを子供たちが実際に活動しながら、「こういうときはやはり周りにいる大人に助けてもらうこと、あるいはSOSを出すことが大事だよね」、「もしもそれを聞いてしまった場合には、聞いたことを自分で抱え込まないで周りに相談しようね」なんていうことを、実体験しながら学習するようなプログラムを用意しております。

それから、不登校の子供たちは別室でというようなことなどもお話しいただきました。特別に個々に応じた指導も必要になってきますので、特別支援教室等を活用して学習支援を行ったり、あるいはタブレットを使った形で別に、自分の進路に合わせて勉強できるような形を整えたりということは、まだモデルの段階で

すけれども、今後検討を深めていきたいと考えております。

それから、医療、民間団体、民間施設のつなぎですが、医療につきましては、基本的にカウンセラーとか、あるいは区の相談員からつないでいただくようなケースが多いと思います。カウンセラーと学校と、特に専任を中心として子供の様子をケースでカウンセリングしながら、この子はどこにつないでいく必要があるかなどということが出てきたときに、保護者に働きかけるという動きの中でつながっていくようなケースがあると思っております。今回増えてきている状況の中には、その辺のケースでの話をする機会が増えてきたということと、それに対する危機感がやはり社会の中でも出てきているということが大きいかなと思っております。それから、民間団体につきましては、特にこちらから推奨ということではありませんが、連絡会の中で、先ほど保護者の集いなども話しましたがけれども、その中で民間施設に来ていただいたりとか、あるいはパンフレットをお示したりとかということで、保護者が見つめてこられるというケースは多くなってきているかなと思います。連携会議を持っておりますので、引き続きさらに強めていきたいなと思っております。

鯉淵教育長

ほかに。

宮内委員

まず、この報告書の印象ですが、書き方の中に現場の苦悩が非常ににじみ出ていると思います。それと、具体的に、例えば「警察との連携を図っています」とか、不登校について言うならば、「単に登校することだけを目指すのではなく、本人、保護者の意思を尊重した上で個々の状況に応じた対応を継続していきます」というようなコミットメントが書かれて、優れたものとの印象です。と申しますのは、とかくこういったものは形式的になり、例えばいじめが解決するということを是として、その数字を誇るような書き方をしたりするものがありますが、これは非常に正直な取組があって、いい報告書だなと思いました。このような形の報告書をテキストとして現場、市民、保護者がより関心を持つというきっかけにすればいいかなと思っております。

この中でぜひ付け加えて、関心を促したらいいと思っておりますのが、学外における暴力、性暴力についての切り口です。暴力等々の非行が低学年化、低年齢化しているなか、小中連携が必要だとか相談しやすい環境づくりなど、いろいろやっています。性暴力に対して、日本は結構寛大というか、隠す傾向があるのではないかなと思います。それは犯罪なんだときちんとしたメッセージを大人は出すべきだろうと思っております。ぜひ暴力行為・いじめ・長期欠席という切り口の中に、子供たちの将来、自分たちの人生を台無しにさせないように、正面から取り組み、赤裸々でもいいのですが、格好つけない取組をお願いしたい。今のこういった真面目に取り組む報告書の精神を生かして、対応していただきたいなと思いました。以上でございます。

鯉淵教育長

ほかに。

中村委員

ありがとうございました。先ほど横浜プログラムのお話でしたが、横浜プログラムは課題が見えていることだけでなく、例えば一見リーダーシップがあったり、勉強でも困っていなかったり、何も困り感が見えてこない子供が実はいろいろ抱えているというような内面も見えるということで、非常に優れたプログラムだと思っております。このプログラムは現実に今、学校でどの程度使われているのでしょうか。教えてください。

三嶽人権教育・児童生徒課長

数はなかなか集計し切れませんが、今、力を入れているのは、このプログラムを使って活動することができる指導者を養成するというので、プログラムの指導者養成研修というのを年間で定期的に回数を取ってやっております。そこでいろいろ学んだことを学校に持ち帰って、学校の中でそれを広げていくということをしております。それが一つです。

それからもう一つは、実践推進校を新たに設けましたので、今、実践推進校が実際にアセスメントからプログラムを行って、それを今度報告してもらうことで、また全市に広げていくという形をやっております。夏休みの後半に学校は校内研修をすることがありますが、その中ではこの横浜プログラムを取り上げて研修した学校の数が目に見えて増えてきているのが現実ということで報告させていただきます。

中村委員

ありがとうございます。実際に横浜プログラムを活用した先生は、やはり自分が見えていなかった部分の子供たちの様々な関係ですとか思いが見えてきたということで、いじめに関してもアンケートはアンケートでそれは一つの方法だと思いますけれども、ぜひ今お話しいただいたように広めていただきたいなと思います。

それからもう一つ、いじめとか暴力行為の中で、どちらもコミュニケーションが課題という御指摘がありました。本当に現場の先生方はそれを実感されていると思います。ある民間の調査で、乳幼児、学校に上がる前の子供たちに、誰と遊んでいますかということで経年調査したのを見ました。10年ぐらい前ですと、友達と遊ぶ子供たちのほうが多かったのですが、最近は母親と遊ぶという回答が圧倒的に多いです。今さら言うまでもなく、遊びの中で子供たちはいろいろもまれながら、自己主張したり、我慢したり、折り合いをつけたりというのを学んでいくと思いますが、母親と遊ぶ子供たちが非常に多くなっているのは、やはり誘拐があったり、交通事故があったりとか、社会がなかなか安心して子供を遊ばせることができないというような背景もあるのかなと思います。そういう意味で、横浜市が訴えているように、やはり学校とか保護者だけではなく、地域の方々も一緒になっていじめというものを見ていくんだというような姿勢がないと、なかなか子供たちも伸び伸びと遊べないのかなと思いますので、教育委員会だけではなくこども青少年局とかもやっていますけれども、そういう環境づくりということも必要ではないかなと思います。

それからもう一つ、ある校長さんの本に、ちょっと乱暴な言い方ですけども、学校に登校しなければならない場ではなく、子供はどこで生活してもいいんだという風潮になれば、不登校という言葉もなくなるというようなことを書かれていました。そうはいつでも、先ほど御説明があったように、誰にとっても居場所のある学校であってほしいなと切に願います。

その中で、先ほど不登校の調査で、学業の不振というののもかなり大きな割合を占めていて、大きくなればなるほど自分は勉強が苦手だとかできないとか、自分はばかだからとかということで、どんどん自分に対する見方が低くなっていく傾向があります。各学校でもいろいろな、どのようにして子供たちの学業不振を解消していくかということには取り組んでいると思いますが、委員会としてもどのようなことに取り組んでいるのかということをお教えいただければと思います。

三嶽人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。まず、基本は分かる授業が大前提になりますので、子供たちに分かりやすい授業をどうやって展開していくかというのは、やはり教師が学んでいくことだと思っております。その中でもやはりなかなか苦手な子が出

てきますので、そういう子たちに対してはどのような個別の支援が必要かということでは、例えば少人数の授業を行っているということもありますし、場合によっては場所を変えて個々の学習状況に応じて支援していくということもございます。先ほどの不登校の話の中でも出ましたが、特別支援教室等を使った活動ですとか、あるいは、今後のタブレット等を生かした活動というのも、ある意味で学習支援という形になってきます。また、不登校の子供たちに対しては、文科から委嘱を受けている家庭訪問事業で学習を見ていくというようなことにも取り組んでいきますので、それについては個々の状況をよくアセスメントしながら適切な支援をしていくことになると思います。また、学校によっては地域の方にお手伝いいただき、放課後の学習支援ということもありますけれども、やはり子供たちの学校生活のベースは学習になりますので、学力の向上に向けた取組というのは、教育委員会として局を挙げて取り組んでいきたい内容だと考えています。

前田人権健康  
教育部長

補足させていただきます。魅力ある学校づくりという取組を文科のほうでも進めていまして、横浜市でも調査研究として取組を進めています。その中で、やはり子供たちが、自分が学校生活の中で、例えば居場所であったり、または活躍できる場であったり、自分を発現できる、表現できる場であったり、そういったことがとても大事だということが見えてきています。分かる授業づくりもその中の一つだと思います。いわゆる安心して学べる環境ということと、それから当然、子供たちには個人差がありますので、個々の学びの最適化ということをしかりと支えていけるような支援がこれからますます大事になっていくかなと思っていますので、そのあたりにも真摯に取り組んでまいりたいなと思っております。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

間野委員

全国で54万件の認知件数があるということですが、都道府県別の認知件数の統計で、1,000人当たりになりますと、平均で40.9件だそうなんです。それと比べると、横浜は認知件数が少ないというのは、ある意味で、もしかするとまだまだ隠れているものがあるかもしれないけれども、一方で、例えば児童支援専任を全校配置したり、生徒指導専任を配置したり、また退職者はなるべく正規教員であったりして、目が行き届いているという見方もできるのではないかなと思っています。一方で、やはり5,000件を超え、平均すると1校当たり10件ぐらいの認知があるということになりますので、これへの対応が必要なわけです。これも70%から80%ぐらいの解消率ですから、重大事態案件がないわけではありませんが、全国と比べれば抑制できているような気がいたします。

ただ、今、中村委員がおっしゃったように、明治以来の学校の在り方そのものが当たり前だというのが前提になっているのですが、国際比較統計がないから、横浜が多いのか少ないかも分かりませんが、国の方針に従って何かを進めるだけではなくて、諸外国のいろいろな事例を見ながら、横浜独自でこういう魅力ある学校を作ったほうがいいのかという研究も必要ではないかと私は感じています。具体的には、例えばドイツで始まって、オランダ、北欧で普及しているイエナプランという方式が、これは宮内委員がよくおっしゃるように、学年別・習熟度別ではない教育方式で、対面型でもない教室を作るようなやり方があるわけです。そういうことが私立学校として、学習指導要領にのっとった上で、文部科学省から正式に認可され始めているわけです。たくさん学校がありますから、そういう従来型ではない、もう少し新しいものもモデル的にと言いま

すか、そういったものを取り入れながら、日本の中でもこれだけ頑張っ、いじめの認知件数は増えているとはいえ、全国から見れば抑止できているところで、さらに解消率を高めるような新しい取組を、国の事例を待たずに我々はどんどんやってもいいのではないかなということをおもいました。感想です。以上です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。他に御質問がなければ、次の議題である令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について、所管課から御報告いたします。

直井学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。それでは、高校教育課長より説明させていただきます。

鍋山高校教育  
課長

高校教育課長の鍋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校における第三者評価結果につきまして、御報告申し上げます。本日はお手元でございます「令和元年度横浜市立高等学校及び併設型中学校第三者評価結果について」を使って御説明申し上げます。

それでは、資料を御覧ください。まず1の南高等学校及び南高等学校附属中学校でございます。「(1) 第三者評価実施概要」でございますが、南高等学校及び南高等学校附属中学校は、6月11日に評価委員の方に訪問調査を行っていただきました。評価委員につきましては、学校運営に関する外部の専門家等6名の方を3名ずつの調査チームに分けて、訪問していただきました。

「(2) 評価結果概要」でございます。第三者評価を行うに当たりましては、まず4つの共通した大項目を設けて評価を行っていただきました。それが「ア 魅力ある学校づくりの推進状況」、「イ 教育活動の状況」、「ウ 学校経営の状況」、「エ いじめへの対応について」の4つでございます。加えて、「オ 総合所見」という形で御意見をまとめていただきました。それぞれの大項目の下に、枠の中にご覧のように、丸印の小項目を設定しております。括弧の中に示されておりますAやBの記号は、3名の評価委員にそれぞれの項目でA・B・Cの3段階で評価していただいた結果ということでございます。

南高等学校及び南高等学校附属中学校の「ア 魅力ある学校づくりの推進状況」でございますが、スーパーグローバルハイスクール、通称SGHと申しておりますけれども、SGHとしての取組が高く評価されております。様々な体験プログラムや教科横断的な探究活動である中学校のEGG、高校のTRY&ACT、こういったものを初めとする中高一貫教育校としてのカリキュラムづくり、授業改善、進路指導等が着実に成果を上げており、グローバル人材の育成、あるいは特色ある高校づくり等を推進していることが評価されたと考えております。

続きまして、「イ 教育活動の状況」でございます。自身の目標に基づいた進路選択、あるいは将来設計の必要性について丁寧に指導している点等につきまして評価をしていただきました。附属中学校につきましては、加えて教科指導におきまして、授業に対する高い意識、あるいは家庭学習への取組について評価をいただいております。

続きまして、「ウ 学校経営の状況」につきましては、校長のリーダーシップによる中高一貫教育校としてのマネジメントに評価をいただいた一方で、管理職等の異動によっても変わることのない発展への期待といったようなものも示されております。

「エ いじめへの対応について」でございますが、高校では学校としての組織的対応への取組、附属中学校では生徒自らが考えていじめ防止に取り組んでいる点

をそれぞれ評価していただいております。

最後に、「オ 総合所見」につきましては、SGHの取組を通じて、期待されたミッションが果たされており、文部科学省の指定終了後も取組と成果の継続性が重要であるという御意見をいただきました。一方で、カリキュラム・マネジメントにおいてはまだ工夫と改善の余地があるといった点につきまして、非常に高いレベルの期待ではあるがといったような注釈つきで御指摘をいただいております。

続きまして、裏面を御覧ください。2の東高等学校の評価でございます。

(1)の実施概要でございますが、東高等学校については6月24日に訪問調査を行っていただきました。

(2)の結果概要でございます。「ア 魅力ある学校づくりの推進状況」でございますが、ESD教育推進校として、新たな取組が実施され始めているということについて、今後の取組の発展と成果に期待を込めながらの評価をいただいたと思っております。

「イ 教育活動の状況」では、教科指導における計画的な授業改善プログラムなどの実施による教員の授業力向上への取組が評価されております。一方で、従来型授業の改善、あるいはESDの充実に向けた教科横断的な取組等の具体化といったことについて御意見をいただいております。特別活動では部活動、行事、クラスを楽しんでいる様子が生徒から感じ取られて、生徒たちの愛校心が強く感じられた旨の評価をいただいております。

「ウ 学校経営の状況」につきましては、ユネスコスクールとしての教育目標、あるいは学校経営方針等が明確化されていること、生徒自身も主体的に活動に取り組む体制ができていることへの評価をいただいております。

「エ いじめへの対応について」でございますが、様々な取組によっていじめが起きにくい環境が作られているといったところで評価を受けております。

最後になりますが、「オ 総合所見」につきましては、校長のリーダーシップの下で、ユネスコスクールとしての活動が具体的に進められ始めているということが評価されつつも、今後の個人への依存ではない、組織的・継続的な活動への期待、成果を検証する仕組みづくりの必要性などが指摘されております。外部人材の活用等も含めた取組の推進に向けて、今後も支援してまいりたいと考えております。

長くなりましたが、評価結果の報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御質問・御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

何かその他として御意見・御質問はございますか。

大場委員

その他で1点だけ。この間、台風の被害が出たり、あるいは横浜を中心にラグビーはいい熱気が吹いていたりという中で、ちょっと驚いたのは、神戸の小学校の事案というか、事件と言ったほうがいいのかもかもしれません。つつい心配になるのは、よもやああいう事案は横浜では起きないよねという確認を私も本当はここでしたいのですが、多分間違いなく出ませんという答えは出ないだろうと思えます。神戸のあの学校の人たちの人的な問題はさておいて、我々も全て正確に情報を把握できているわけではなく、テレビや、あるいは最近は週刊誌が中心になっていますけれども、まずもってああいうことが起こり得る組織風土というか、あるいは人の配置、新規の教員の配置については、当該校長が権限を持っているよ

うに神戸の事案では見えました。横浜ではそこがまずもってどうなのかなという  
ことを、できたら確認をしたいと思いますので、分かりましたらお願いします。

古橋教職員人  
事部長

教職員人事部長の古橋でございます。今の御質問は、教員の異動の方法のこと  
かなと思いますが、恐らく神戸の方式は、御自身が希望したところを選べるよう  
な異動の方法があるのかなと思います。横浜では教員が学校を指定して異動する  
ようなことはございません。また、校長が教員を指名して異動という方式は採っ  
ておりません。その学校において必要な人材を人事担当がヒアリングいたしまし  
て、教科であるとか、また指導方法などに見合った、適材適所の人材にするよう  
な形を採っております。

大場委員

では、その点の心配は少し軽減できたかなと思います。もう一つちょっと気にな  
ったのが教員間のトラブルで、今回は新人の先生も声を上げて、警察にも被害  
届を出したのだらうと思います。その教員間のトラブルというのが、横浜では何  
らかのデータとして蓄積できているものがありやなしやという確認をしておきた  
いと思います。

古橋教職員人  
事部長

教員間のトラブルですか。正確には今の段階ではお答えできません。そういつ  
た教員間のトラブルに関しての相談窓口は用意しておりまして、教員が学校のパ  
ソコンから見ることのできるサイトの中に、外部の相談窓口、そして教育委員会  
事務局内の相談員の連絡先が分かるようなものを、校長を通じまして各学校にそ  
ういったサイトがありますという案内をしております。今年度につきましても、  
6月にその案内を全学校に通知しております。その中で平成30年度、昨年度にな  
りますが、教員間のトラブルも合わせた相談の件数は、パワハラだと思われる相  
談につきましては6件。ただ、1件は違うところに相談が来まして、それは同じ  
案件ですので、5件。それと、セクハラに関しましては2件の相談がございました。  
ただ、セクハラのほうは匿名での相談だったということで、その後の確認が  
なかなかできない状況でございます。

大場委員

もう一つだけ。今お話しいただいた5件なり2件のパワハラ・セクハラ事案の  
解決の結果というのは、もちろん簡単に当該年度だけで解決できるものではない  
事例もあるかもしれませんが、その辺の状況を。

古橋教職員人  
事部長

基本は処分に至るような事案ということになれば、処分案件として教育委員会  
のほうに上がってくるとは思います。そうになっておりません。基本は方面事務所  
の人事主事等が学校に入りまして、その状況の確認をいたしまして、その中で校  
長を含めて解決していると認識しております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

宮内委員

私たち教育委員会としてのスタンスの問題ですが、こういう事案は起こり得る  
のだという想定に基づいて対応すべきと考えております。どんな人間集団、社会  
組織にも対立とか嫉妬というのはあります。また、問題教師がいるということ  
は、昨今の処分を見ても明らかです。その背後には類似の案件があると想定する  
のが自然でありまして、私自身、表に出ていない学校現場の苦情や事実を聞いた  
ことがあります。少しでも正常な社会を作るための努力をするということは我々  
の義務だと考えております。その一つが先ほど部長がおっしゃった、サイトに相

談窓口があり、またそれがあるということを周知徹底するための案内をするという努力をなさっています。これは努力の一つであります。もう一つは、上司のことを信用できない、今回の場合のように校長に話をしても信用できない、同じように教育委員会事務局に言っても信用できないということもあり得るわけですし、そのための手法として、よく企業で行われていますのが第三者の弁護士等々を使った相談窓口、目安箱のような制度です。このようないろいろな手法を作って、危険の予知、また危険な兆候を掴む努力をすべきだろうと考えております。申し上げたかったことは、こういった人は例外とはいうものの、どこにも潜んでいるのだという前提・想定を置いて、我々の体制を整理すべきだろうと考えております。以上です。

古橋教職員人事部長

先ほどの御説明の中で、少し説明が不足しておりまして、外部の相談窓口についても実は持っております。各学校に案内しているものにつきましては、専門のカウンセラーが話を聞くような外部の窓口を用意しております。そのほかに、教育委員会事務局内に相談員を指定しておりまして、そこへの相談、この2点を学校に案内しております。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

間野委員

その他で、今の件でなくてもいいですか。

鯉淵教育長

はい。

間野委員

古橋部長ではない件ですけれども、今、神戸の話が出ましたが、神戸の全く別件で、組体操で結構大きな事故が多発しています。市長はそれを懸念して教育委員会には組体操を見直すようにと言ったにもかかわらず、学校現場ではそれを実行しているという事実があるようですけれども。

鯉淵教育長

神戸ですね。

間野委員

神戸市です。横浜市の場合は、実態はどうなっているのでしょうか。

直井学校教育企画部長

学校教育企画部長の直井でございます。今、間野委員の言われた実態というのは、組体操をやられているかということでしょうか。

間野委員

まず組体操をやっているかどうかと、そこで事故や大きなけがが発生しているかどうかということです。

直井学校教育企画部長

まず、組体操の実施につきましては、全ての学校ではありませんが、横浜市でも行われています。古くて恐縮ですけれども、平成29年に行った調査の中で、小学校で155校の45%、中学校で21校の14.3%で実施という資料がございます。平成30年の調査は、実施校数についてはございませんので申し訳ありませんが、やっています。やるに当たりまして、毎年の年度当初に学校安全研修というものを先生方悉皆の形で行っておりまして、今年度も4月9日と11日に学校の中の活動中の事故防止ということで、組体操も例示を出しながら、安全の指導をしております。

それから、事故につきましては、スポーツ振興センターの災害共済給付請求件

数を基に見まして、平成30年度、昨年度に市立小中学校において発生した組体操の事故は33件でございます。うち、神戸の報道でありました骨折につきましては、小学校で4件、中学校で5件の合計9件でございます。足りていますでしょうか。

間野委員

ありがとうございます。児童生徒数が異なりますので、件数そのものの実数での比較はできませんが、相応の件数の事故が発生していて、しかも骨折という重大事故がある中で、全国でも組体操の在り方の検討が進んでいるということですが、横浜市ではそもそも是非についてとか、あるいは事故を減らすための対策についての検討を進めているのですか。

直井学校教育  
企画部長

組体操の実施につきましては、学習指導要領上の力強い動きを高めるための運動に基づいた工夫の中で行われていると一応理解しています。その実施等については、実施をやめたほうがいいのか、そういう形での調整といいますか検討については、現在は行っておりません。ただ、繰り返しになりますけれども、通知を出したり、学校安全研修の中で組体操を例示する形で安全にやると。それから、高いというのもどこからが高いかはなかなか難しい部分がございますが、過度なものにはならないように、安全に配慮するというようなことについて、各学校に投げかけているのが現状でございます。

間野委員

教育的な効果との関わりではあると思いますが、学校の中では危ないから何でもやらないというわけにはいかないと思います。しかし、それが学習指導要領に書いてあるからということだけでなく、もう少し科学的な検証だとか、本当の教育効果の検証だとか、そういうものを横浜独自でやってもいいのではないかと僕は思います。実際に必須ではないからやらない学校もあるわけですし、やらない学校とやった学校で教育効果が著しく違うのかというと、それは統計的に必ずしも明確にならないような気がします。一方で、事実として9人が大きなけがをしているということを考えて、もっと教育委員会事務局の中で指導的な立場を取って、検討・研究する必要があるのではないかなと思います。以上です。

宮内委員

スポーツ授業について、お願いを1件。水泳飛び込みの事故や、跳び箱の事故など、いろいろな事故がありますが、スポーツ学的な観点から効果があるかないか、これを現場の先生方とともにぜひ検証していただきたい。それと同時に、冬に薄着で体育をするというのが美德である、我が国では定着していますが、あれによって風邪を引く人が結構います。美德の基準というのはそれぞれ個人に属するものであって、学校が強要するものではありませんが、体育の時間だけは結構強要がまかり通っています。一方で、礼儀正しくしようという指導というのは非常にいい指導だろうと思います。この辺のバランスを僕らが考えたらよいと思います。ぜひ横浜メソッドで議論を喚起したいと思います。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかに何かございますか。

それでは、次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第29号議案「横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第30号議案「横浜市立中学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」及び教委第31号議案「横浜市立小学校における給食室屋根材の飛散による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出

について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第29号議案から教委第31号議案は非公開といたします。  
議事日程に従いまして、教委第28号議案「令和元年度横浜市指定文化財の指定について」、所管課から御説明いたします。

渡邊生涯学習  
担当部長

生涯学習担当部長の渡邊です。それでは、議案に基づき御説明いたします。第28号議案「令和元年度横浜市指定文化財の指定について」でございます。資料の2ページを御覧ください。横浜市文化財保護条例第6条1項に基づいて、横浜市指定文化財を指定したいので、教育委員会に提案いたします。

文化財の候補でございますが、3ページを御覧ください。2つございまして、まず1つは、木造阿弥陀如来および両脇侍像、有形文化財の彫刻でございます。所有者は宗教法人真照寺様です。もう一つは、紙本墨書大般若経附旧経箱残欠、有形文化財の典籍でございます。所有者は宗教法人法華寺様でございます。

この後の指定の流れでございますが、5ページ、6ページを御覧ください。横浜市文化財保護審議会に既に諮問しておりまして、10月9日に答申をいただいております。本日はその答申を踏まえた教育委員会での審議でございます。指定を決定いただければ、この後記者発表、指定についての告示、市報掲載を行っていききたいと思います。

それでは9ページ、文化財の候補について、課長から御説明いたします。

宮田生涯学習  
文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。どうぞよろしく願いいたします。それでは、資料の9ページを御覧ください。今回の指定文化財の概要でございます。なお、お手元の資料の10ページ以降、40ページまでは指定調書と写真をつけております。

まず1点目の木造阿弥陀如来および両脇侍像でございます。写真としては仏像1体ごとにつけておりますが、阿弥陀三尊像でございます。恐れ入りますが、お手元の資料の22ページを御覧いただきますと、上の写真は修理前の写真ですけれども、中尊に阿弥陀如来、そして両脇侍像ということで、全像を載せた写真がございます。これがいわゆる阿弥陀三尊でございまして、仏像の安置形式の一つでございます。阿弥陀様を中尊としまして、左右に「きょうじ」と読んでおりますけれども、一方で「わきじ」とも読みますが、中尊の左側に観音菩薩、右側に勢至菩薩像を配置するという形になっております。右側、左側に関しましては、あくまでも中尊から見て左側、右側という形になりますので、御注意いただきたいと思います。

それでは、資料の9ページにお戻りください。木造阿弥陀如来および両脇侍像でございますが、時代は平安時代後期のものとされております。所有者は宗教法人真照寺さん、所在は磯子区でございます。技法は木造でございまして、金泥塗り・漆箔でございます。金泥塗りというのは金箔を粉末にしてにかわの水で溶かした絵の具でございます。それで塗られたお像でございます。漆箔というのはお像に漆を塗った上に金箔をしたものという造りとなっていました。像高は記載のとおりでございます。

概要でございますけれども、「中世の横浜を代表する平子氏本家の菩提寺として重要な寺院である真照寺に伝来した木造の阿弥陀如来および両脇侍像」でございます。平子氏というのは、旧来神奈川の東部は武蔵国とっていましたがけれど

も、武蔵国の久良岐郡、お寺も磯子区にあります。大体今の磯子区ですとか港南区界隈を領地として勢力を振った源頼朝方の豪族でした。その平子氏の本家の菩提寺として、重要な寺院だった真照寺に伝来したものでございます。

「3 軀ともに穏やかに整えられた像容は平安時代後期のいわゆる定朝様に従うものであるが、やや引き締まった肉どりやまなじりを少しつり上げた面貌、動きのある衣文線などは若干時代が進んだ趣があり、平安時代から鎌倉時代へ移行する時期の作品」と推察されております。仏像の数え方で、ちょっと難しい旧字体を使っていますけれども、1 体、2 体とは数えず、1 軀、2 軀と数えます。3 ありますので、3 軀です。像容というのは像の形式やデザインを指します。「平安時代後期のいわゆる定朝様に従うもの」とございますが、定朝というのは平安時代の仏師です。皆さんもよく御存じの平等院鳳凰堂の阿弥陀如来が有名ですけれども、定朝さんは日本固有の優美な和風の仏像彫刻様式を完成させた仏師でありまして、長く日本の仏像彫刻の規範となるようなものを造り上げております。その定朝様に従うものでございます。まなじりというのは、目尻のことでありまして、面貌というのは顔つきのことでございます。動きのある衣文線というのは衣の皺のことを指します。こういった特徴から、平安時代から鎌倉時代に移行する時期の作品と推測されております。「この時期には、鎌倉の周辺では奈良仏師の活躍が知られるが、そうした時期の造像の実態を知る上で大変貴重な歴史的資料である」ということでございます。奈良仏師というのは、平安末期から興福寺に本家を置く仏師の集団でございまして、鎌倉幕府の庇護を受けて発展しました。そういった仏師が彫ったのではないかとされております。以上が仏像に関する説明でございます。

2 点目が紙本墨書大般若経附旧経箱残欠（典籍）となります。典籍というのは文化財の種類で、書物・書籍の類いを指します。紙本というのは紙に書かれたお経でありまして、主に経紙といいまして、経典の文字を書くときに使用する紙のことをいいます。原料は楮紙ですが、奈良から平安に多く用いられた写経として珍重された紙に、墨書でありますから墨で書かれたお経であります。

大般若経は仏教の経典ですけれども、基礎的な教義が書かれている長短様々な般若経典を集大成した経典でございまして、通常は全16部で600巻ほどあります。そのお経と、附旧経箱残欠とございますが、お経を収めた経箱です。古い箱が1点ほど残っておりまして、これを附として文化財本体に付け加えたものですけれども、それも併せて指定しようと考えております。その経箱ですけれども、今はお経の箱は新しくなりましたが、このお経を調べたときに併せて発見されました。お経のある堂内にお像がありまして、そのお像の台座としてその経箱が転用されておりました。その箱を改めて調査したところ、左下のほうにちょっと見にくいのですが、墨書が底の面に書かれておりまして、貞治4年という年号が見られました。これは南北朝時代で、西暦に直すと1365年です。そういった古いものも偶然1箱だけ残っておりまして、これも併せて指定するものであります。時代は平安時代後期から室町時代ということでございまして、所有者は港北区の法華寺さんであります。数量は330帖でございます。先ほど申し上げましたが、大般若経自体は600帖あるのが普通ですけれども、このお寺では半数以上が残っているという状況です。

概要でございますが、「法華寺が所蔵する大般若経である。奥書から元久2年前後に近隣の池辺郷に本拠を構えていた草壁部末友夫妻の発願で制作されたものと推測される」。元久2年は西暦に直しますと、1205年であります。奥書というのは、昔からこういった巻物・文書は右端のことを端とって、左端のことを奥といたしますが、書物などの奥書に伝来ですとか由来ですとか、そういった年月日

が記されているので、そういったものも大いに参考になりました。「池辺郷に本拠を構えていた草壁部末友夫妻」ですが、今の緑区を中心とした地域の豪族の草壁部氏です。「この大般若経は古代から広く用いられてきたが、在地性のある中世の遺品は関東では極めて少ない。発願以来800余年、旧師岡郷の安泰を祈願するために用いられてきた貴重な有形文化財であり、地域の伝統を伝える複合的な文化遺産として確実な保存を図る必要がある」ということで、特に注目いただきたいのが「在地性のある」というところです。お経は、多くは都で作られたものを持ち帰って使われることがあります。このお経に関しては関東の現地で作られたことが特徴的なものでありまして、中世の時代のものは極めて少ないとされております。

以上の2点が今回の文化財の指定の候補でございました。先ほどの附の写真のところで補足いたしますと、41ページに旧経箱の残欠の写真を載せております。こちらですと底面の墨書が割とはっきり見えまして、貞治4年の年号があります。右側の写真はあるお像の台座として使われていて、これも奇跡的に残っていたということでございます。

続きまして、参考としてもう一件、地域文化財について御説明申し上げます。資料の43ページを御覧ください。文化財保護条例では、今申し上げた先生方に御審議いただく案件のほかに、地域の方々が大切に守ってきたもので、地域の歴史を知る上で必要な文化財を地域文化財として登録する制度がございます。今回1件、審議会へ登録について意見照会を求めたところ、登録に値するという回答をいただいております。その1件が1番のホンチ（くも合戦）という無形民俗文化財でございます。

こちらの保存団体は、横浜ホンチ保存会。住所は横浜市青葉区でございます。概要ですけれども、繁殖期の習性を利用して、ホンチ、ネコハエトリグモの雄を戦わせる伝承遊びでございます。繁殖期の習性というのは、雌を巡って雄が争うようなもので、横浜ではそういったクモ合戦に用いるクモをホンチと呼んでおります。このホンチ遊びは、かつて日本列島沿岸部に広く見られておりまして、横浜市のほか、千葉県の富津市、鹿児島県の始良市、高知県の四万十市、和歌山県の海南市等で伝承されております（※）。ただ、ネコハエトリグモという種類のクモを用いるのは横浜と富津に限られています。横浜のホンチは、1960年代までは男子の遊びとして学校などで行われていましたけれども、1964年の東京オリンピックのころを境に、徐々に行われなくなってきています。現在は年に1度、繁殖期の5月に金沢自然公園などで横浜ホンチ保存会主催の横浜ホンチ・トーナメント大会が行われております。併せてネコハエトリグモの採集法や飼育法、また戦わせ方など、多くの民俗知識の束が集積されておりました。横浜ホンチ保存会によりまして伝承されているものでございます。

以上、指定案件2件と、その他報告案件について御説明させていただきました。

渡邊生涯学習  
担当部長

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

御質問・御意見等はございますか。よろしいでしょうか。  
他に御意見等がなければ、教委第28号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。  
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から、報告をお願いします。

齊藤総務課長

次回の教育委員会定例会は、11月1日金曜日の午後2時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、11月15日金曜日の午後2時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、11月1日金曜日の午後2時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、11月15日金曜日の午後2時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第29号議案 「横浜市立図書館の指定管理者の指定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第30号議案 「横浜市立中学校における授業中の負傷事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

教委第31号議案 「横浜市立小学校における給食室屋根材の飛散による物損事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」  
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時15分]

※P.23 ホンチ遊びが伝承されていた市町村名を、会議で誤って説明したため、訂正しました。